

背景・目的

子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

○ 健全育成のための宿泊体験活動の推進 (「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業 : 宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

① 小学校、中学校、高等学校等における取組 (3 2 2 校)

学校教育活動における2泊3日以上[※]の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

② 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (1 3 4 地域)

ア 教育委員会が主催する夏休み中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。

③ 教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組 (1 3 4 地域)

教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 3 2 2 地域 (各都道府県・市区町村)

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1 / 3



2泊3日以上[※]の宿泊体験活動の実施を推進

学校における農山漁村体験活動の実施を推進

不登校児童生徒を対象とした体験活動の実施を推進

地域の実態に応じた円滑な体験活動の実施を推進



様々な体験活動の実施を推進することで、児童生徒の豊かな心や創造性の涵養を図る